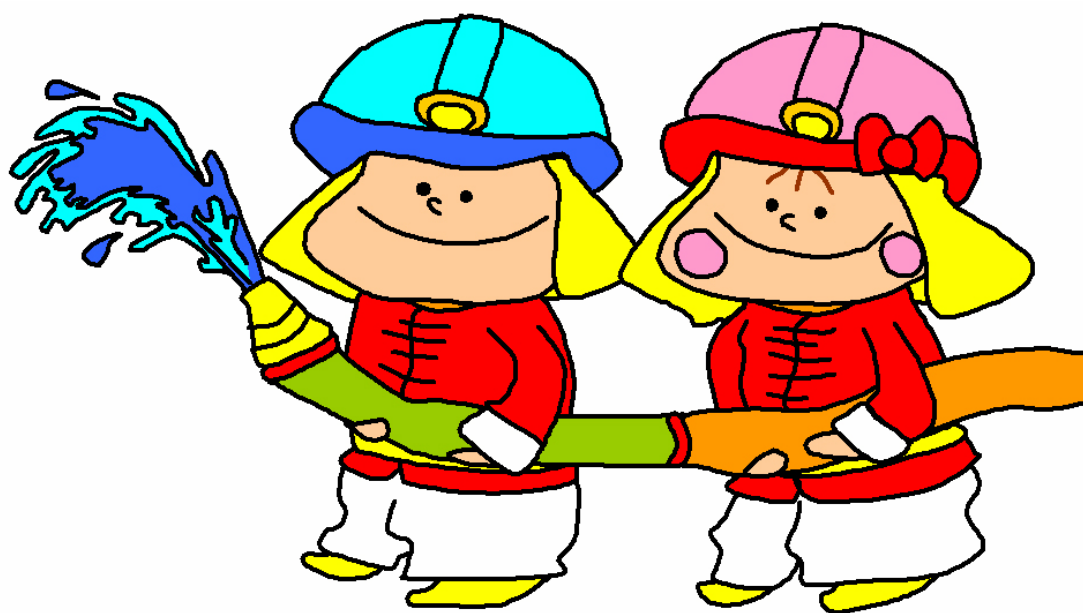


# 第3次将来構想計画



イメージキャラクター「消太・消子」

## <目 次>

<b>I 章</b>	<b>はじめに</b>	1 P
<b>II 章</b>	<b>第 3 次将来構想計画の策定にあたって</b>	1 P
	第 1 節 本消防組合の位置・沿革	
	第 2 節 本消防組合の人口推移	
	第 3 節 計画策定の背景	
<b>III 章</b>	<b>これまでの将来構想計画等の総括</b>	6 P
	第 1 節 将来構想計画(平成 11 年度～平成 15 年度)	
	第 2 節 第 2 次将来構想計画(平成 16 年度～平成 20 年度)	
	第 3 節 消防経営戦略プラン(平成 19 年度～平成 23 年度)	
<b>IV 章</b>	<b>第 3 次将来構想計画の概要及び基本目標</b>	8 P
	第 1 節 計画の概要	
	第 2 節 基本目標策定の視点	
	第 3 節 本消防組合の消防行政の現状と課題	
	第 4 節 基本目標と消防行政指標	
<b>V 章</b>	<b>基本計画</b>	22 P
	第 1 節 基本計画策定の視点	
	第 2 節 基本計画及び施策の内容	
<b>VI 章</b>	<b>今後の消防体制と健全な財政基盤の確立</b>	30 P
	第 1 節 今後の消防体制	
	第 2 節 職員数定員適正化計画(職員採用計画を含む。)	
	第 3 節 計画期間中の財政の見通し(財政収支計画)	
	第 4 節 第 3 次将来構想計画の進行管理	

## I 章 はじめに

本消防組合では、「5分消防」「5分救急」体制の整備を目標に消防力の充実に努めるとともに、平成9年度からは職員数の適正化や職員給与の見直しなど内部努力を最優先に行財政改革を進めてきました。特に、平成11年度に「将来構想計画」（計画期間：平成11年度～平成15年度）、平成16年度に「第2次将来構想計画」（計画期間：平成16年度～平成20年度）、平成19年度には、それまでの計画を集約し、経営の視点に立った「消防経営戦略プラン」（計画期間：平成19年度～平成23年度）を策定し、これらの計画に沿って取り組みを進めてきました。

この間、社会経済情勢の著しい変化に伴い構成市である枚方・寝屋川両市の財政状況は、一段と厳しさを増しています。

そうした中で、消防機関の対応が求められる災害は、東南海・南海地震などの大規模地震、予測困難な集中豪雨、高病原性鳥インフルエンザ、武力攻撃事態など多様な分野に及んでおり、加えて大規模化、複雑化、特殊化の傾向にあります。

特に、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、死者・行方不明者数が阪神淡路大震災をはるかに上回る未曾有の大惨事となり、関東・東北地方を中心に広い範囲で大きな爪痕を残すとともに、消防界に対しても様々な課題を残しました。また、福島県の原子力発電施設では、震災に伴い原子炉や使用済み核燃料プールの冷却機能が失われ、水素爆発などで大量の放射性物質が外部に放出される深刻な事態に陥り、当該施設に対する防災対策の在り方が露呈しました。

一方、全国的な消防防災行政の課題として、市町村の消防の広域化をはじめ消防救急無線のデジタル化やそれに係る共同整備、消防指令業務の共同運用などが検討されているところです。

こうした状況の下、今回策定する第3次将来構想計画は、本消防組合が策定するすべての計画の基礎となる計画として、本消防組合が「めざすまちの姿(将来像)」とそれを実現するための施策の方向や主要な取り組みを明らかにしながら、これまで以上に市民サービスの向上と地域の防災力の強化をめざす計画とします。

## II 章 第3次将来構想計画の策定にあたって

### 第1節 本消防組合の位置・沿革

#### (1) 本消防組合の位置

本消防組合は、地方自治法第284条第1項の規定に基づく一部事務組合で

あり、枚方市及び寝屋川市をもって組織されています。

本消防組合を構成する枚方市と寝屋川市は、京都、大阪を結ぶルートのおおぼ中間に位置し、また、淀川に沿う地理的条件から、古くから交通の要衝として発展してきました。

特に、高度経済成長期においては、住宅地域を中心とする典型的な大都市の衛星都市として急激な人口の増加をみましたが、近年、人口増加は落ち着き、ほぼ横這いで推移しています。

現在の交通網は、東にはJR学研都市線並びに第二京阪道路及び同沿道(一般国道1号京都南道路・大阪北道路)、西には京阪電鉄本線及び国道1号(一般国道1号枚方バイパス・寝屋川バイパス)が管内を縦断しています。

面積は89.81 km<sup>2</sup>(枚方市65.08 km<sup>2</sup>、寝屋川市24.73 km<sup>2</sup>)であり、東西約10.7 km、南北約17.7 kmです。このうち市街地面積は78.46 km<sup>2</sup>であり、全体の約87%を占めています。

## (2) 本消防組合の沿革

本消防組合は、昭和23年3月7日の自治体消防発足に合わせて、枚方市、寝屋川町、交野町及び津田町で構成する枚方市外3ヶ町消防組合としてスタートしました。

翌年には交野町と津田町が脱退し、昭和24年9月に現在の名称となり、その後、昭和26年5月に寝屋川町の市制施行で寝屋川市となり、昭和30年10月には津田町が枚方市へ編入合併され、現在に至っています。

発足当初は、1消防本部1消防署3消防出張所でしたが、昭和40年代の高度経済成長の影響により住宅建設が進み、管内人口が急激に増加したことに伴い、昭和50年代に消防出張所を10ヶ所建設、整備し、現在では、1消防本部3消防署15消防出張所となっています。

## 第2節 本消防組合の人口推移

本消防組合の管内人口については、平成11年から平成19年まで減少傾向が続きましたが、平成20年から平成22年までは微増傾向となっています。

枚方市の将来推計人口については、平成24年までは微増傾向が続くものの、その後は減少に転じて、平成29年には平成19年と比べて約4,800人減少し、少子高齢化が今まで以上に進むことが予測されていますが、全国や大阪府の数値に比べて人口減少に転じる時期は遅く、高齢化率も大阪府内の他都市に比べ低いものになっています。

一方、寝屋川市では、平成7年をピークに毎年人口減少が続いている中で、第五次寝屋川市総合計画では、平成22年と比較して平成27年には約1万人が減少し、10年後の平成32年には22万人を割り込むものと予測されています。特に、年齢別人口においては、生産年齢人口（15歳～64歳）の割合が低下し、老年人口（65歳以上）の割合が上昇していく見込みとなっています。

こうした構成両市の推計から本消防組合の管内人口は、平成24年までは微増傾向が続きますが、平成25年以降は減少傾向となり、また、急激な少子高齢化が進展することが予測されます。

そのため、本将来構想計画の策定にあたっては、こうした社会情勢の変化を勘案しながら、本消防組合がめざす「まちの姿」や将来像を実現するための施策の方向性を示すことが必要です。

### **第3節 計画策定の背景**

#### **(1) 構成両市の都市形態の変遷**

枚方・寝屋川両市では、高度経済成長期における人口急増に伴い、建物の高層化・過密化が進み、特に防火・防災上危険な状況にある密集した市街地の整備が課題となっています。

こうした市街地における火災の危険を防除するために、準防火地域の指定を拡大し、建築物の構造等の耐火・防火化を図り、都市の不燃化を促進するなど災害に強い都市づくりが進められています。

道路整備では、平成22年3月の第二京阪道路の全線開通に伴い国道1号の慢性的な交通渋滞が一部緩和され、また、幹線道路の整備も計画的に進められている中で、消防車両の走行環境の改善が期待されます。

また、駅前整備では、京阪寝屋川市駅や京阪香里園駅周辺の再開発事業が進められ、京阪牧野駅やJR長尾駅の駅前広場の整備が進められています。

一方、京阪枚方公園駅から京阪香里園駅までの連続立体交差事業については、枚方・寝屋川両市と大阪府との間で協議が進められており、迅速な消防救急体制を確保していくためにも、一日も早い実現が期待されています。

#### **(2) 災害態様の変化と状況**

平成7年の阪神淡路大震災から16年が経過する中で、平成21年8月には駿河湾を震源とするマグニチュード6.5の地震が、平成22年2月には、チリ中部沿岸でマグニチュード8.8の巨大地震がそれぞれ発生するなど、毎年国内外で大規模な地震が発生し、多くの尊い生命と財産が失われています。

特に、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震では、観測史上最大の規模となるマグニチュード 9.0 を記録し、関東地方から北海道にかけての太平洋沿岸を中心に大津波や火災等により町全体が壊滅し、死者・行方不明者が 2 万 7 千人以上となる戦後最悪の大惨事となりました。また、震災に伴う福島第 1 原発の事故は、国際評価尺度で最悪のレベル 7 に相当し、深刻な事態となりました。

一方、最近では、地球温暖化等の影響と見られる異常気象により、全国各地で局地的な集中豪雨が発生し、枚方・寝屋川両市においても、平成 20 年 8 月に 1,000 を超える世帯で床上・床下浸水となる甚大な被害が発生するなど、引き続き予測困難な自然災害の発生が懸念されます。

今後も、高い確率での発生が予測されている東南海・南海地震をはじめ突然発生する恐れのある局地的な集中豪雨など様々な災害に迅速かつ適切に対応し、被害を最小限に食い止めていくためには、消防機関による消防防災力だけではなく、警察、自衛隊などの防災機関や自主防災組織、企業、各種団体、ボランティアなど地域の防災力の向上と相互の連携が必要不可欠です。

### (3) 救急行政の状況

高齢化の進展、疾病構造の変化、市民ニーズの多様化等に伴い全国的に救急需要が増大する中で、救急車の適正利用への取り組みが進められています。

また、昨今社会問題となっている救急搬送時の医療機関の受入体制の確保や市民が救急車を呼ぶべきか迷う場合の不安に応える救急相談窓口の設置、今後の流行が懸念されている高病原性鳥インフルエンザ等の感染症への対応など救急医療に対する市民の関心や期待が高まる中、消防機関と医療機関との連携強化が求められています。

そうした中で、消防と医療の連携を推進し、傷病者の症状に応じた救急搬送及びその受け入れをより適切かつ円滑に行うため、平成 21 年 10 月に消防法が改正されました。それに伴い、大阪府では、現在、「傷病者の搬送及び受入の実施基準」を作成中であり、また、北河内ブロック(枚方市・寝屋川市・守口市・門真市・大東市・四條畷市・交野市)においても、同実施基準の作成に向け、各消防本部、保健所、医療機関等で構成する小委員会で協議が行われています。

### (4) 予防行政の状況

平成 13 年 9 月に発生した東京都新宿区歌舞伎町ビル火災を契機として消防法令違反の是正が推進されている中で、その後も、平成 19 年 1 月の兵庫県宝

塚市カラオケボックス火災や平成 20 年 10 月の大阪市浪速区個室ビデオ店火災などが発生し、新たな形態の防火対象物における防火指導や違反是正の取り組みなどが求められています。

また、平成 18 年 1 月の長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム火災や平成 19 年 3 月の群馬県渋川市の有料老人ホーム火災、平成 22 年 3 月の北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、社会福祉施設等に対する防火対策の徹底が急務となっています。

住宅防火対策では、住宅火災による死者のうち 65 歳以上の高齢者が占める割合が高い中で、住宅火災の死者数低減のため、平成 16 年 6 月の消防法改正により、全国一斉に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

一方、国の地方分権改革に係る都道府県から基礎自治体への権限移譲に伴い、大阪府においても、市町村への各種事務の権限移譲が進められています。

そうした中で、枚方・寝屋川両市では、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「火薬類取締法」（以下、「保安 3 法」と言う。）に基づく許認可事務等の移譲を受け入れる予定です。

#### (5) 市町村の消防の広域化の状況

市町村の消防の広域化については、平成 18 年 6 月の消防組織法の改正に伴い、同年 7 月に「市町村の消防の広域化に関する基本方針」が定められ、大阪府では、消防本部の管轄人口を概ね 30 万人の規模以上を目標とする国の指針を念頭に置きながら、平成 20 年 3 月に大阪府消防広域化推進計画が策定されました。

同推進計画では、広域化の組み合わせの枠組みとして 6 つのブロックが示され、政令指定都市の大阪市と堺市域を除く広域化対象市町村となる府内 4 ブロック（北部・東部・南河内・泉州各ブロック）においてそれぞれ検討が行われ、本消防組合が属する大阪府東部ブロック消防広域化検討会（※参照）では、平成 22 年 1 月に報告書を作成しました。

※ 大阪府東部ブロック消防広域化検討会は、枚方寝屋川消防組合、東大阪市消防局、守口市門真市消防組合、八尾市消防本部、大東市消防本部、四條畷市消防本部、交野市消防本部、枚方市、寝屋川市、守口市及び門真市で構成しています。

大阪府では、各ブロックの報告書に基づき、同年 3 月に各市町村長に広域化に関する意向が確認されたところ、平成 22 年度以降は、当該ブロックの枠組みを基本とした上で同推進計画の組み合わせとは異なる別の組み合わせで変更、修正が行われる見込みとなっています。

一方、東部ブロックでは、平成 28 年 5 月末までに整備が義務付けられている消防救急無線のデジタル化の共同実施の可能性について費用対効果の観点に立って協議が進められています。

## (6) 構成両市の財政状況

枚方市の財政状況については、平成 20 年度普通会計決算において実質収支は 7 年連続で黒字を維持したものの、単年度収支は 2 年連続で赤字となり、特に平成 21 年度(決算ベース)の法人市民税については、平成 19 年度と比較して半減し、平成 22 年度以降も減収の見込みと予測されています。

寝屋川市では、平成 16 年度には 6 年ぶりに普通会計の実質収支が黒字となり、その後も引き続き黒字を維持されていますが、近年の長引く景気低迷の影響を受け、税収が落ち込み、生活保護費等の扶助費が増加しています。

このように、両市では、今後も景気低迷に加えて医療や福祉に係る経費の増加や少子高齢化に伴う労働力人口の減少による税の減収などにより、財政状況は厳しくなるものと予測されています。

## Ⅲ章 これまでの将来構想計画等の総括

### 第 1 節 将来構想計画(平成 11 年度～平成 15 年度)

本消防組合では、平成 9 年度に策定した行政改革大綱との整合を図りながら、「安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現をめざし、平成 11 年度から平成 15 年度までの 5 年間を計画期間とした将来構想計画を策定しました。

同計画では、本消防組合の消防行政の目標を初めて「5 分消防」「5 分救急」体制と定め、消防情報システムの更新により、通報から指令までの時間短縮に努めました。また、枚方東消防署北山出張所の新設や枚方東消防署北山・氷室両出張所と寝屋川消防署神田出張所への救急係の新設に取り組んだ結果、消防救急体制の整備に一定の成果を収めました。

しかしながら、かつて経験したことがない厳しい財政状況の下、先送りとなった枚方消防署中宮出張所及び寝屋川消防署秦出張所の建て替え事業については、単に老朽化による建て替えではなく、署所の適正配置や配置車両の見直しなど様々な視点に立って次期将来構想計画で検討することになりました。

### 第 2 節 第 2 次将来構想計画(平成 16 年度～平成 20 年度)

平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間を計画期間とした第 2 次将来構想



計画では、本消防組合がめざす「まちの姿」を「安全で安心して暮らせるまち」と定め、それを実現していくために、具体的でわかりやすい「消防行政指標」による目標を設定し、様々な施策に取り組みました。

社会経済情勢が一段と厳しさを増し、構成両市では、市税収入の減少などにより財政状況が危機的状況に陥る中で、本消防組合では、平成20年4月に職員数697人以内の達成を目標に掲げ、消防総務事務の民間等への委託や出張所長制度の廃止、各種消防車両の整理など消防力の抜本的な見直しを行いました。

一方、川越出張所への救急車の配備をはじめ消防本部・枚方本署合同庁舎と寝屋川本署庁舎の耐震補強や大規模災害・特殊災害対策の整備、消防法違反の防火対象物の是正体制の整備など警防・救急・予防の各分野の充実に努めました。

しかしながら、枚方消防署中宮出張所と寝屋川消防署秦出張所の建て替え計画をはじめドクターカーシステムや大規模震災時における耐震性防火水槽の整備などは、実現に至らず、第3次将来構想計画の課題へと引き継ぐことになりました。

### **第3節 消防経営戦略プラン(平成19年度～平成23年度)**

消防経営戦略プランは、厳しい財政状況を克服し、本消防組合の指針である第2次将来構想計画を実現していくために、経営戦略を展開し、新しい時代にふさわしい行財政システムを生み出していくことを目的として、平成19年度に平成23年度までの5年間の計画期間として策定しました。

同プランでは、枚方・寝屋川両市域における今後の消防力(施設・車両・人員)のあり方や最低限確保しなければならない消防力を示しながら、本消防組合のめざすべき将来像を明らかにした上で危機管理整備計画をはじめ職員数定員適正化計画(職員採用計画)や財政の見通し(財政収支計画)を示しました。

また、指令機能を有する消防本部庁舎の整備に取り組んでいくことを示すとともに、PA連携活動(※参照)の開始や高度救助隊の創設、住宅用火災警報器の設置促進など危機管理体制の整備に取り組みました。

一方、構成両市の負担金の適正化を図るために、市民一人あたりの消防費や市民千人あたりの職員数などの指標を用いて、本消防組合と類似する消防本部との比較を行い、枚方消防署伊加賀出張所の機能を枚方消防署本署と同中振出張所に統廃合しました。

しかしながら、指令機能を有する消防本部庁舎の整備や地域防災リーダーの

育成などの課題については、この第3次将来構想計画で取り組んでいくこととします。

※ PA連携活動とは、「5分救急」体制の確保や救命率の向上を図るため、心肺停止(CPA)状態等の救急事案に対し救急車(Ambulance)に加えて AED を積載した消防ポンプ自動車(Pumper)を同時に出動させ、傷病者の救出、救護処置を迅速に行うことを目的とした消防隊と救急隊の連携活動であり、双方の頭文字から「PA」と名付けたものです。

## IV章 第3次将来構想計画の概要及び基本目標

### 第1節 計画の概要

#### (1) 計画の位置付け

##### ① 枚方・寝屋川両市の消防力の在り方の指針

本計画は、消防組織法第1条に規定する消防の任務を達成するための枚方・寝屋川両市の消防力の在り方の指針となるものです。

#### 消防組織法第1条

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

##### ② 消防行政運営の指針

本計画は、本消防組合の総合的かつ計画的な消防行政運営の指針であり、本消防組合の最上位計画と位置付けるものです。

#### (2) 計画の構成及び期間

本計画は、基本目標、基本計画及び事業計画で構成し、その期間は、平成23年度から平成27年度までの5カ年を計画期間とします。

##### ① 基本目標

枚方・寝屋川両市の総合計画における基本構想を踏まえ、本消防組合の将来の目標及び基本的施策の大綱を定めます。

##### ② 基本計画

基本目標の具体化を図るために、施策目標、施策の方向等を総合的かつ体系的に示します。

##### ③ 事業計画

基本計画に基づく具体的な事業の内容、実施時期・期間及び事業費等を

まとめた計画であり、各担当課で5年間における計画を作成します。なお、毎年度、財政状況等を踏まえて事業計画を必要に応じて修正します。

## 第2節 基本目標策定の視点

### (1) 枚方市及び寝屋川市の総合計画

枚方市の第4次総合計画(平成13年度～平成27年度)では、「やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち」の基本構想に基づき、第2期基本計画(平成21年度～平成27年度)において「まちの安心・安全を高める」ことを重点施策として示されています。また、「健康で心豊かな自立と共生のまち」の基本構想に基づき、同基本計画において「生命を支える医療体制を強化する」ことを重点施策として示されています。

寝屋川市では、現在、第五次総合計画(平成23年度～平成32年度)を策定されている中で、「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」をめざすべきまちの姿としてそれを実現する基本構想の一つに「安全で安心できるまちづくり」を掲げ、同基本計画において「災害に強いまちをつくる」と「危機管理体制を充実する」等が示されています。

### (2) 基本的視点

第3次将来構想計画の基本目標の策定にあたっては、以下の基本的な視点を踏まえた計画とします。

- ① 市民生活の安全と安心の確保に向け、市民の目線に立ちながら、消防行政サービスの向上をめざす計画とします。
- ② 第2次将来構想計画及び消防経営戦略プランで達成できなかった課題をはじめ指令機能を有する消防本部庁舎の整備など新たな課題への対応を盛り込んだ計画とします。また、消防の広域化、消防指令業務の共同運用、消防救急無線のデジタル化の共同整備等消防組合を取り巻く環境にできる限り柔軟に対応できる計画とします。
- ③ 大規模災害や集中豪雨等不測の事態に対応していくため、消防団や自主防災組織、事業所等地域との連携を一層深めながら、地域の防災力の強化を図ることができる計画とします。
- ④ 限られた人員で様々な災害に迅速かつ適切に対応していくため、組織体制を検証しながら、柔軟な体制に向け整備を図ります。また、今後10年間における職員の大量退職に伴い職員の人材育成を推進します。
- ⑤ 効率的で効果的な消防行政運営を念頭に置いた計画とします。

### 第3節 本消防組合の消防行政の現状と課題

#### (1) 各種災害の発生状況の検証

##### ① 火災発生状況と課題

本消防組合における過去3カ年の火災概況

年	消防組合 火災件数	枚方市火災件数					寝屋川市火災件数				
		総数	内 訳				総数	内 訳			
			建物	林野	車両	その他		建物	林野	車両	その他
平成19年	281件	148件	80件	0件	14件	54件	133件	77件	0件	8件	48件
平成20年	280件	144件	64件	0件	34件	46件	136件	62件	0件	8件	66件
平成21年	280件	159件	75件	0件	17件	67件	121件	75件	0件	4件	42件

本消防組合における過去3カ年の火災の出火原因

年	消防組合 放火又は 放火の疑い 割合	枚方市主な出火原因				寝屋川市主な出火原因			
		放火又は 放火の疑い	たばこ	こんろ	左記 以外	放火又は 放火の疑い	たばこ	こんろ	左記 以外
平成19年	28.8%	29件	20件	21件	78件	52件	16件	23件	42件
平成20年	48.2%	61件	14件	14件	55件	74件	12件	10件	40件
平成21年	42.5%	64件	15件	15件	65件	55件	14件	17件	35件

※ 本消防組合では、放火又は放火の疑いによる出火原因が昭和63年から連続して1位です。

本消防組合で発生した火災状況について、本消防組合と人口密度や山林面積の割合で類似する36消防本部(以下「類似消防本部」と言う。※参照)や全国平均値と比較した状況は、次表のとおりです。

※ 類似消防本部については、全国の消防本部のうち人口20万人以上150万人以下の133消防本部数について調査(全国消防長会で取りまとめている消防現勢のデータを使用)し、また、人口要件だけではなく、市街地の状況、すなわち人口密度や山林面積の割合等について考慮し、抽出しています。

項 目	本消防組合	類似 消防本部	全国平均
出火率(市民1万人あたりの火災件数)	4.3件	3.2件	4.0件
火災出動から現場到着までの所要時間(平均)	3分16秒	4分17秒	—
建物火災1件あたりの焼損床面積	22.5㎡	25.0㎡	43.3㎡
建物火災による市民一人あたりの死者数	0.05人	0.09人	—
市民1万人あたりの放火又は放火の疑いの件数	1.8件	1.1件	—

以上のとおり、本消防組合では、類似消防本部と比較して出火率が高い一方、火災出動から現場到着までの所要時間の平均は、類似消防本部より短く、焼損床面積や死者数も低い数値となっていることから、本消防組合の消防活動は、比較的高いレベルの効果をあげているものと考察します。

なお、火災による被害軽減を図っていくためには、引き続き、既存住宅への住宅用火災警報器の設置促進など火災予防に力点を置いた取り組みを進めていくことが必要です。

また、類似消防本部と比較して放火又は放火の疑いによる件数も多いことから、構成両市と連携した具体的な放火防止対策への取り組みが求められます。

## ② 救急発生状況と課題

### 本消防組合における過去3カ年の救急概況

年	消防組合救急件数			枚方市救急件数			寝屋川市救急件数		
	件数	1日平均	市民1万人あたりの件数	件数	1日平均	市民1万人あたりの件数	件数	1日平均	市民1万人あたりの件数
平成19年	27,457件	75.2件	420件	16,464件	45.1件	401件	10,993件	30.1件	451件
平成20年	25,920件	71.0件	396件	15,383件	42.1件	375件	10,533件	28.9件	433件
平成21年	26,499件	72.6件	405件	15,982件	43.8件	388件	10,514件	28.8件	432件

※消防組合件数には、管外に出動した件数(平成20年は4件、平成21年は3件)を含みます。

### 本消防組合と類似消防本部・全国平均との救急状況の比較

項目	本消防組合	類似消防本部	全国平均
市民1万人あたりの救急件数	405件	409件	—
119番覚知から現場到着までの所要時間(平均) ※平成20年中	6分21秒	—	7分42秒
救急出動から病院到着までの所要時間	27分57秒	33分15秒	—
救急出動件数に占める軽症者の割合	62.5%	52.3%	—

年々増加傾向にあった救急出動件数については、救急車の適正利用を市民に積極的に呼びかけてきた結果、平成18年から平成20年まで減少傾向が続きましたが、平成21年の件数は前年よりやや増加しています。

救急発生状況について、本消防組合では、救急需要は類似消防本部とほぼ同様ですが、119番覚知から救急現場や病院到着までの所要時間の平均は、類似消防本部より短い状況であり、本消防組合の救急活動は、比較的高い効果をあげています。

しかしながら、高齢化の進展や市民ニーズの多様化等により、今後も救急需要の増加が予測されます。

特に、CPA(心肺停止)状態の傷病者の場合は、医療機関に搬送されるまでの救命処置等応急手当の有無が救命率や病後の社会復帰に大きく影響します。

そのため、本消防組合では、119番覚知から救急車が現場に到着するまでの平均所要時間の目標を5分にして救急施策を展開していますが、平成21年中の平均所要時間は6分23秒であり目標値と大きな差があり、また年々長くなっている状況です。

本消防組合では、引き続き「5分救急体制」を確保していくための施策に全力をあげて取り組んでいくことが必要です。

また、救急車の適正利用について、引き続き市民に呼びかけるとともに、救急車が到着するまでの空白を埋め、救命率を向上させていくため、市民への応急手当のより一層の普及や高齢者等災害時要援護者への予防救急の普及を図るなど救急指導体制を強化することが必要です。

### ③ 救助発生状況と課題

本消防組合における過去3カ年の救助概況及び類似消防本部との比較

年	消防組合救助件数		類似消防本部 市民1万人 あたりの 事故件数	枚方市救助件数		寝屋川市救助件数	
	事故 件数	市民1万人 あたりの 事故件数		事故 件数	市民1万人 あたりの 事故件数	事故 件数	市民1万人 あたりの 事故件数
平成19年	330件	5.0件	—	204件	5.0件	123件	5.0件
平成20年	323件	4.9件	—	195件	4.7件	128件	5.3件
平成21年	346件	5.3件	4.6件	213件	5.2件	133件	5.5件

※ 平成19年の消防組合の件数には、管外での事故件数3件を含みます。

本消防組合の救助件数については、類似消防本部よりやや多い状況です。

そうした中で、近年の災害事案は、複雑化、大規模化する傾向にあることから、本消防組合では、平成21年4月に特殊災害及び大規模災害等に対応する高度救助隊を創設し、救助体制を強化しました。

今後、職員の大量退職に伴い経験の浅い若手職員が増加する中で、専門的で高度な知識や技術を修得させるなど、救助隊員の育成を計画的に行っていくことが今後の課題です。

#### ④ 通信指令状況と課題

##### 本消防組合における過去3ヵ年の119番等受信状況及び類似消防本部との比較

年	本消防組合119番等受信件数				類似消防本部 市民1万人 あたりの 通報件数
	受信件数	1日平均	市民1万人 あたりの 通報件数	その他	
平成19年	56,067件	154件	857件	12人に1人が119番等通報	—
平成20年	54,152件	148件	828件	12人に1人が119番等通報	—
平成21年	56,281件	154件	859件	12人に1人が119番等通報	702件

##### 本消防組合における過去3ヵ年の119番等受信状況の内訳

年	総件数 (件)	火災		救急		医療機関 問合せ		間違い・悪戯		左記以外	
		件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
平成19年	56,067	421	0.75	25,563	45.59	12,216	21.79	6,027	10.75	11,840	21.12
平成20年	54,152	347	0.64	24,049	44.41	10,627	19.62	6,076	11.22	13,053	24.10
平成21年	56,281	380	0.68	24,604	43.72	12,863	22.85	6,473	11.50	11,961	21.25

本消防組合では、119番等の受信件数について、緊急性のないものや悪戯・間違いなどの通報が多数あり、実際の火災・救急通報の受信に支障をきたしています。

そうした中で、本消防組合では、平成22年4月から24時間体制で医師や看護師等が救急医療相談に応じる電話窓口の事業、「救急安心センターおおさか」事業に参画しているところであり、今後、医療機関の問い合わせなど受信件数の減少に期待しています。

また、引き続き「正しい119番の使用法」の市民への啓発を行うとともに、消防情報システムの次期更新時に医療機関の問い合わせの自動案内などをシステム化していくことにより、119番等通報の受信件数の減少を図り、火災・救急等の災害通報への体制の充実を図ることが必要です。

#### (2) 機構と各種消防業務の検証

##### ① 機構の状況と課題

平成9年4月現在と比較した平成22年4月現在の本消防組合の機構及び職員数は、下表のとおりです。

### 本消防組合の機構の変遷

項目	平成9年4月現在				平成22年4月現在				
	部・室 室(部長級)	室 (次長級)	課	係	部	室 (次長級)	課	係	
機構	消防本部	総務部	会計室	企画課 総務課 人事課	9係	総務部	会計室は 総務管理課へ 統合	総務管理課 人事課	廃止
		予防部		予防課 危険物 規制課	4係	警防部へ統合			
		警防部		消防救助課 救急課	5係	警防部	情報管理室	指令課 警防課 救急課 予防課	廃止
		指令室		指令課	2係	警防部へ統合			
消防署	枚方署(5出張所) 枚方東署(4出張所) 寝屋川署(6出張所)		庶務課	1係	枚方署(4出張所) 枚方東署(5出張所) 寝屋川署(6出張所)		警備課へ統合		
			予防課	2係			予防課	廃止	
			警備課	4係			警備課	4係 ※	

※ 平成22年4月現在、「係制」を敷いているのは、交替制勤務部門だけです。

### 本消防組合の職員数の変遷

項目		平成9年4月現在	平成22年4月現在	平成9年比
職員数	職員総数※	747人	648人	△ 99人
	消防本部※	139人	100人	△ 39人
	消防署	608人	548人	△ 60人
	毎日勤務職員	177人	116人	△ 61人
	交替制勤務職員	570人	532人	△ 38人

※ 消防学校入校中の新規採用職員及び構成両市からの派遣職員を除きます。

以上のとおり、本消防組合では、これまでの間、消防力の在り方や消防業務の抜本的な見直しなど構造改革を計画的に進めながら、機構のスリム化と職員数の適正化に努めてきました。

今後も、指令機能を有する消防本部庁舎の整備をはじめ消防救急無線のデジタル化や平成24年度からの保安3法に係る権限移譲など山積する課題に的確に対応していくため、限られた職員数で最大の効果をあげることが出来る柔軟な組織を構築していくことが必要です。

## ② 勤務体制の状況と課題

本消防組合では、週休2日制の導入に伴い、平成5年10月に勤務体制を



2 交替制から 3 交替制に変更し、勤務環境の改善を図りました。

その後、構成両市の財政状況が大変厳しい状況となり、本消防組合では、構成両市と歩調を合わせながら、様々な行政改革に取り組みました。

具体的には、組織の機構や体制を見直し、職員数を 45 人削減するとともに、休日勤務手当や時間外勤務手当、特殊勤務手当の大幅な見直しを行うことにより、総額 7 億円近い人件費を削減しました。

こうした状況の下、平成 15 年度には勤務体制の在り方について検討を行いました。検討の結果、職員の高齢化が進む中、公務能率を維持する上で必要と考えられる良好な勤務環境を確保するために、3 交替制の勤務体制を維持することとしました。

今回、第 3 次将来構想計画を作成するにあたり、今後の大量退職を補うための新規採用において、各年度の採用者数の平準化を図るため、再度、2 交替制勤務と 3 交替制勤務の比較検証を行いました。

その結果、現行の 3 交替制から 2 交替制へ移行した場合、13 人の職員数の削減(約 1 億 600 万円)が可能となる一方、現行の体制を維持していく災害現場要員を確保していくためには、今まで以上に国民の祝日等に勤務を命ずることが必要となり、これに必要な休日勤務手当(2 部制の類似消防本部の平均 16 日間)は、約 1 億 4,700 万円と見込まれます。

以上のとおり、3 交替制から 2 交替制へ移行するためには、人件費総額で算定すると、毎年約 4,000 万円以上の経費が必要であり、財政的効果を望むことはできないことから、本計画期間中も、引き続き 3 交替制の勤務体制を維持するものとします。

なお、将来にわたる職員の年齢構成の平準化を図るためにも、組織体制や各種消防業務の構造的な見直しを行うなどにより、消防力を低下させることなく、職員数の適正化に努めることが必要です。

### ③ 各種消防業務の状況と課題

各種消防業務における消防本部と消防署の役割は、次のとおりです。

#### ㊦ 消防本部

消防本部は、企画、立案など組織の方針を決定するとともに、各署に対し指導、支援を行う部署です。

各部署の業務について、総務部では、総務、議会、企画、財政、契約、会計、人事、給与、厚生及び研修など多岐にわたっていますが、本消防組合は一部事務組合のため、特に、単独市消防本部では市長部局で処理され

ている議会、監査、公平委員会、財政、契約、会計及び給与などの事務は、独自で実施しています。また、平成 19 年度から消防総務事務の一部を民間に委託しています。

警防部情報管理室指令課では、災害通報を受信し、各小隊等に指令する部署ですが、それ以外の警防、救急及び予防の各課では、各署各課で市民や事業所へ均一な指導ができるよう方針を策定し、体制を整備しています。

#### ④ 消防署

消防署は、本署と出張所で構成し、職員の大部分が 24 時間勤務の交替制勤務職員であり、火災や救急、救助等の様々な災害現場の第一線で活動しています。

また、消防本部からの各種方針等に従い、事業や事務を実行するとともに、市民や事業所に直接指導を行う部署です。

消防署の警備課(毎日勤務部署)では、交替制勤務部署の警備課の業務の進行管理や総括を行い、予防課では、消防同意、消防用設備等の設置指導、防火対象物の査察違反処理事務、危険物規制事務、予防広報事務など火災予防全般にわたる指導事務を行っています。

一方、交替制勤務の警備課では、各種災害現場での消防活動以外に、災害現場活動に必要となる消防地水利や防火対象物、道路等の管内情勢の警防調査・把握をはじめ住宅防火指導や防火対象物への立入検査、救急講習の火災・救急予防事務など多種、多岐にわたる事務を処理しています。

以上が、各種消防業務における消防本部と消防署の関係ですが、今後、退職者と新規採用の若手職員の入れ替わりが急激に進む中、各種消防業務を円滑、適正に執行していくためには、計画的な人材育成と各事務処理に係るマニュアル等の作成が必要です。

また、各種業務については、前例や慣例にとらわれることなく、総務、警防、救急及び予防の各分野で実施している一つひとつの業務について、事務事業評価等を通じて点検を行い、必要に応じて整理していくことも必要です。

### (3) 消防力の検証

本消防組合の消防力については、本消防組合を取り巻く環境や構成両市の状況等を踏まえながら、総務省消防庁の「消防力の整備指針(※参照)(以下「整備指針」と言う。)」や類似消防本部との比較など様々な角度からの検討が必要であり、署所施設数、消防車両数及び職員数に区分して検証します。

※ 整備指針は、消防組織法第 37 条の「消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。」という規定に基づき、消防庁告示として制定されています。この整備指針は、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものであり、市町村においては、その保有する消防力の水準を総点検した上で、この指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められるものです。

## ① 署所施設数の状況と課題

### 本消防組合の消防署所数の状況及び消防力の整備指針・類似消防本部との比較

項目 ※平成22年4月現在	消防組合	消防力の整備指針		類似消防本部	
		整備目標数	充足率	平均数	比較
消防署所数	18署所	20署所	90.0%	16署所	+ 2署所
1署所あたりの管轄人口	36,330人	—	—	42,705人	△ 6,375人
1署所あたりの管轄面積	5.0km <sup>2</sup>	—	—	7.9km <sup>2</sup>	△ 2.9km <sup>2</sup>

本消防組合の消防署所数は、整備指針より少なく、類似消防本部より多い状況です。また、本消防組合の1署所あたりの管轄人口は、類似消防本部より少ない状況です。

本消防組合では、これまで構造改革の一環として出張所を廃止してきた経緯がありますが、引き続き管内情勢を把握し、様々な角度から検証を行いながら、枚方・寝屋川両市の「5分消防」と「5分救急」体制を確保していくため、消防署所数は現状の水準を維持することが必要です。

## ② 消防車両数の状況と課題

### 本消防組合の消防車両数の状況及び消防力の整備指針・類似消防本部との比較

項目 ※平成22年4月現在	消防組合	消防力の整備指針		類似消防本部	
		整備目標数	充足率	平均数	比較
消防ポンプ自動車	20台※	32台	62.5%	22台	△ 2台
はしご自動車	4台	3台	133.3%	5台	△ 1台
化学自動車	3台	2台	150.0%	3台	± 0台
救急自動車	14台	13台	107.7%	15台	△ 1台
救助工作車	4台	4台	100.0%	4台	± 0台

※消防ポンプ自動車には、水槽車と伊加賀分室配置の消防ポンプ車を含みます。

本消防組合の消防車両数は、消防ポンプ自動車を除き、整備指針に充足し又は上回る状況であり、類似消防本部よりは全体的に少ない状況です。

消防車両数についても、整備指針や類似消防本部との比較の下、はしご

自動車や化学自動車などを削減し、消防車両数の適正化に努めてきました。

今後も、本消防組合の消防車両数については、本計画における事業計画と整合を図りながら、効率的で効果的な消防力を維持していくため、引き続き検証していくことが必要です。

### ③ 職員数の状況と課題

項目 ※平成22年4月現在	消防組合	消防力の整備指針		類似消防本部	
		整備目標数	充足率	平均数	比較
警防要員	消防隊員 ※1	302人	480人	62.9%	271人 + 31人
	救急隊員	117人	131人	89.3%	125人 △ 8人
	救助隊員	45人	53人	84.9%	59人 △ 14人
	指揮隊員	27人	40人	67.5%	29人 △ 2人
	本部通信員	26人	27人	96.3%	33人 △ 7人
予防要員	57人	58人	98.3%	46人 + 11人	
庶務要員 ※2	77人	77人	100.0%	80人 △ 3人	
職員数合計	651人	866人	75.2%	643人 + 8人	
市民千人あたりの職員数	1.00人	—	—	0.99人 △ 0.01人	
毎日勤務職員数	119人	—	—	127人 △ 8人	
交替制勤務職員数	532人	—	—	516人 + 16人	

※1 消防隊員には、消防署の通信員を含みます。  
 ※2 庶務要員には、その他の常勤職員であり、消防学校入校中の新規採用職員を除き、構成市からの派遣職員を含みます。

本消防組合の職員数は、整備指針の整備目標数とは大きくかけ離れていますが、充足率は全国平均とほぼ同率です。

類似消防本部と比較すると、総数では、本消防組合の職員数は、やや多い状況であり、内訳では、毎日勤務職員数は少なく、交替制勤務職員数は多い状況です。

本消防組合では、平成19年度から消防総務事務の一部を民間に委託していることから、毎日勤務職員数の割合は、類似消防本部と比較して少ない状況になっているものと考察します。

構成両市の厳しい財政状況などを勘案しながら、本計画で予定している大きなプロジェクトを実現していくためには、創意工夫を行い、組織の機構・体制を抜本的に見直すなど消防職員数の適正化に努めていくことが必要です。

#### (4) 本消防組合の人事の状況と課題

本消防組合では、今後 10 年間に於いて平均して毎年 30 人以上の職員が退職する中で、円滑な世代交代と次代を担う職員の人材育成が重要な課題であり、職員の年齢構成の平準化も視野に入れながら、計画的に職員採用を行っていくことが必要です。

全国の消防本部においては、毎年消防活動中の消防職員の殉職事故や負傷事故が発生し、安全管理対策の推進が急務となっています。

そうした中で、本消防組合では、職員の大量退職に伴う災害現場活動に支障が生じないように、また、災害活動中の安全管理を徹底していくためにも、特に若手職員の人材育成が必要です。

そのため、ベテラン職員の長年培ってきた知識や技術を後進に引き継いでいくことが必要であり、特に、若手職員については、警防・救急・予防など幅広い業務経験を通じて総合的な知識や技術を高めることが必要です。

また、本消防組合では、総職員数に占める管理職員数の割合は、構成両市と比較しても 10% 近く低い状態であり、また、類似消防本部の平均と比較しても 4% 近く低い状態です。

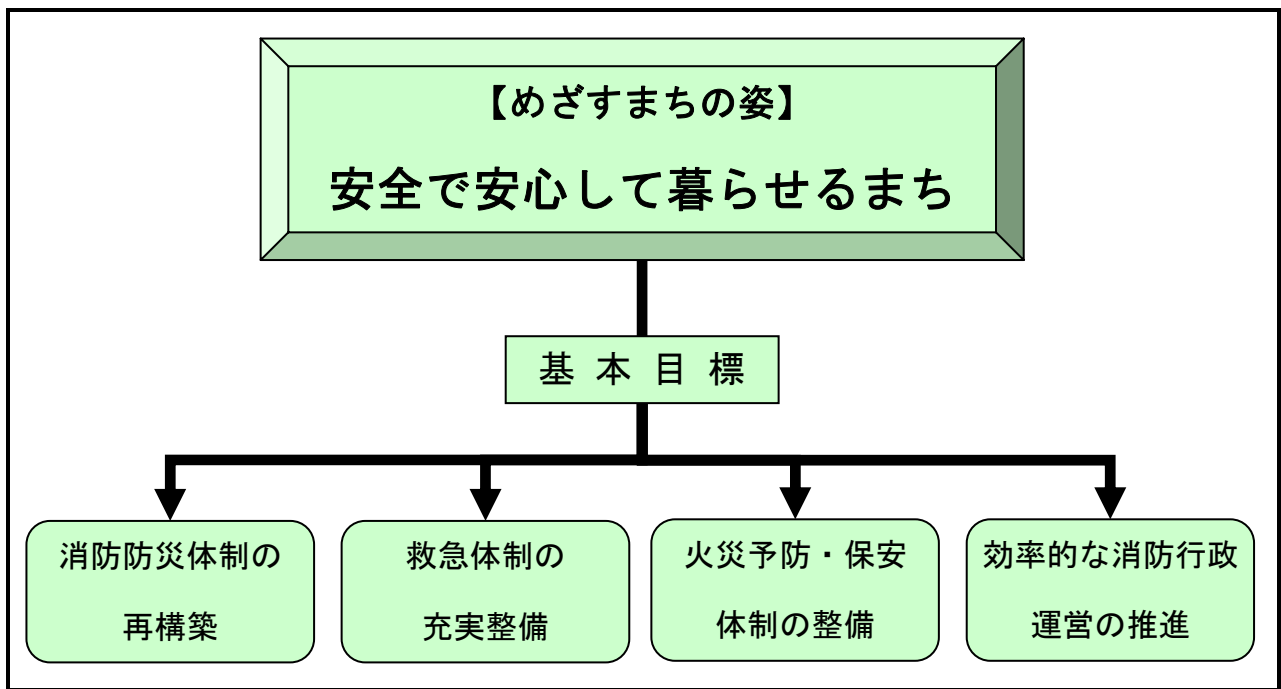
今後、地域と密接に関わる出張所機能を強化し、地域の防災力の向上を図るとともに、職員の安全管理や人事管理を強化していくためにも、管理職員の在り方について検証を行いながら、必要に応じて適正化に努めることが必要です。

再任用制度については、平成 19 年度から本格的にスタートしましたが、年金受給年齢の段階的引き上げに伴い再任用職員数が増加していく中で、再任用職員を効果的に活用していくため、再任用に係る方針や制度の整備が必要です。

一方、平成 22 年人事院勧告では、年金支給開始年齢の引き上げに合わせて、平成 25 年度から定年年齢を 60 歳から 65 歳に段階的に引き上げることが必要であるとされていますが、今後の動向に注視することが必要です。

#### 第 4 節 基本目標と消防行政指標

本消防組合では、前将来構想計画と同様に枚方・寝屋川両市の総合計画に基づき、本消防組合が「めざすまちの姿」を「安全で安心して暮らせるまち」と定め、その実現に向け、基本目標と取り組みの基本方向を示します。



### 【消防行政指標】

「安全で安心して暮らせるまち」を実現していくためには、本計画で掲げる課題にしっかりと取り組んでいくことが大切です。

そのためには、基本目標に対する目標を設定し、その効果を測る基準を明確にすることが必要であり、市民や事業所の関係者に対し、可能な限り数字で評価可能な、具体的でわかりやすい消防の指標を明らかにしていくことにより、この計画の目標達成を一層効果的なものにできると考えます。

各指標については、毎年、現況や達成度を調査し、進行管理を行うとともに、指標のあり方や目標数値の設定などについて検討を行っていくものとします。

### 基本目標 1 消防防災体制の再構築

#### 【基本方向】

枚方・寝屋川両市の防災活動拠点を整備するため、本計画期間中に指令機能を有する消防本部庁舎の竣工をめざすとともに、これに併せて平成28年5月末までに義務付けられている消防救急無線のデジタル化を実施します。

火災をはじめ各種消防事故が発生した場合、被害を最小限に抑えていくため、引き続き「5分消防」体制を維持します。

また、災害現場における指揮体制を強化し、現場広報体制や職員の安全管理を強化することで警防体制の充実を図ります。

一方、東北地方太平洋沖地震を教訓として、これまでの計画やマニュアルを検証するとともに、市や他市消防本部など防災関係機関と連携を図りなが

ら、広域防災体制を整備します。

自主防災組織や消防団等への指導、支援体制を強化するとともに、各地域の防災リーダーの育成を図りながら、枚方・寝屋川両市の地域の防災力の強化を図ります。

#### 【消防行政指標】

- (1) 消防ポンプ車が出動してから現場に到着するまでの所要時間(目標値：5分)
- (2) 地域の防災リーダーの育成率(目標値：100%、各自主防災組織の育成者数/自主防災組織数×2)

### 基本目標2 救急体制の充実整備

#### 【基本方向】

救急行政においては、高齢化の進展や疾病構造の変化により高い市民ニーズに迅速かつ適切に対応していくため、「5分救急」体制の確立をめざします。

傷病者の救命率や社会復帰率を向上させていくため、引き続き、各種救命講習会を通じて市民への応急手当の普及活動を促進するとともに、救命救急センターとの連携を強化します。

また、傷病者の状態に適した医療機関への搬送や迅速な受け入れ体制を構築していくため、消防機関と医療機関との連携を強化するとともに、救急医療相談の電話窓口事業などを通じて、予防救急体制の整備に努めます。

#### 【消防行政指標】

- (1) 救急車を呼んでから現場に到着するまでの所要時間(目標値5分)
- (2) 救急搬送したCPA(心肺停止状態)患者の救命率(目標値：国・大阪府の平均値を上回る値)

### 基本目標3 火災予防・保安体制の整備

#### 【基本方向】

カラオケボックス火災や個室ビデオ店火災など新たな形態の防火対象物の火災が相次ぐ中、査察の強化を図り、違反是正の推進に努めます。

一般建物や事業所からの火災を未然に防ぎ、火災による被害を軽減するため、防火安全対策を推進します。

また、建物火災から高齢者や障がい者の安全を確保するため、災害時要援護者に配慮した対策を進めます。

一方、平成 24 年度からの保安 3 法に係る権限移譲を円滑に行うことができるよう人材育成をはじめ受け入れ体制の確立をめざします。

#### 【消防行政指標】

- (1) 違反事項の是正率(目標値：100%)
- (2) 住宅用火災警報器の設置率(目標値：100%)

### 基本目標 4 効率的な消防行政運営の推進

#### 【基本方向】

構成両市の厳しい財政状況の下、指令機能を有する消防本部庁舎の整備など多額の経費を要する大きな事業を抱える中で、職員数の適正化を図るとともに、各種消防業務の点検、見直しを行いながら、効率的な消防行政運営を進めます。

職員の大量退職とそれに伴う世代交代が進む中、再任用職員などの多様な任用形態を取り入れながら、計画的な職員採用に努めます。

また、最少の職員数で最大の効果をあげることができるよう柔軟な組織体制を構築するとともに、職員の技能・能力開発など人材育成に取り組みます。

一方、市民の意見やニーズを消防行政に反映していくため、消防広報・広聴体制を充実します。

#### 【消防行政指標】

- (1) 市民千人あたりの職員数(目標値：類似消防本部の平均値を下回る値)
- (2) 本消防組合ホームページへのアクセス率(目標値：今年値／前年値の 1.0 を上回る値)

## V 章 基本計画

### 第 1 節 基本計画策定の視点

本消防組合では、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざし、4つの基本目標を達成していくために、14の基本計画を定め、施策別に計画を進めます。

この基本計画を実現するため、その時々々の構成両市の財政状況等を踏まえて施策の優先順位を判断し、施策の手法、内容、時期等を具体化する、実現可能性の高い事業計画を策定し、事業の推進を図ります。



## 第2節 基本計画及び施策の内容

めざす まちの姿	基本目標	基本計画（施策別計画）
安全で安心して暮らせるまち	1 消防防災体制の再構築	(1) 消防防災拠点の整備
		(2) 警防・指揮体制の充実強化
		(3) 地域の防災力・災害予防の強化
		(4) 大規模災害・特殊災害対策の整備
		(5) 消防通信体制の整備
	2 救急体制の充実整備	(1) 救急医療体制の充実強化
		(2) 予防救急体制の整備
	3 火災予防・保安体制の整備	(1) 査察・違反処理体制の推進
		(2) 防火安全対策の推進
		(3) 保安体制の充実整備
	4 効率的な消防行政運営の推進	(1) 組織機構・体制の再構築
		(2) 職員の人材育成と資質の向上
		(3) 計画的な行財政運営の推進
		(4) 消防広報体制の充実整備

### 基本目標 1 消防防災体制の再構築

#### (1) 消防防災拠点の整備

通常時の災害をはじめ集中豪雨や大規模災害等発生時の初動体制を確保し、今まで以上に危機管理体制と指揮命令体制の強化を図るため、指令機能を有する消防本部庁舎を整備します。なお、併せて消防情報システムの更新と平成28年5月末までに義務付けられている消防救急無線のデジタル化を行いますが、現在の緊急情報管理センター及び消防本部・枚方本署合同庁舎では、実施が困難なため、費用対効果の観点から消防署と切り離し、新たな場所で平成26年度までに新消防本部庁舎を建設します。

また、これまでの将来構想計画や消防経営戦略プランに掲げていた枚方消防署中宮出張所の建て替えに向けた基本計画を策定します。

#### (2) 警防・指揮体制の充実強化

様々な災害現場において、特に炎上火災や大規模・特殊災害の場合、迅速かつ適切な現場指揮体制が求められます。そのため、現在、各消防署の中隊長（課長）及び指揮隊で行われている指揮体制の見直しを行うとともに、限られた職員数の中で創意工夫しながら、現在の警防部警防課に本部指揮支援・調査隊を創設し、指揮体制や安全管理体制、現場広報体制（マスコミ対応、付

近住民への広報等)の充実強化を図ります。なお、当該事業の実施にあたり、各消防署の人事管理機能を低下させることなく強化を図ります。

また、大規模災害や特殊災害、集団災害等が発生した場合、高度又は特殊な車両や資機材が必要であり、それらを有効に活用できる総合的な指揮力が求められます。そのため、予め各消防署本署に配置する消防小隊を「特別消防隊」として位置付け、有事の際に指揮支援としての機能を持たせます。

一方、職員の大量退職により世代交代が進む中で、災害現場の経験が浅い若手職員の警防技術や知識の向上を図るとともに、様々な災害現場における部隊活動を標準化していくため、災害種別ごとの警防活動基準を整備し、消防業務の活動マニュアルを作成します。

### (3) 地域の防災力・災害予防の強化

大震災等大規模災害による被害を軽減するためには、自主防災組織や自治会などでの自主的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めることが必要であり、本消防組合では、両市の危機管理担当等関係機関と連携を図りながら、地域防災リーダー等を計画的に育成します。

また、これまで以上に消防が関与し、消防と地域とのつながりや連携を強化していくために、出張所各部に管理職員((仮称)管理司令)を計画的に配置し、地域の防災力をはじめ職員の人事管理や人材育成等を強化するとともに、各署管内の面積、地理的条件、人口、出張所数など様々な角度から検証を行いながら、分署機能についても検討します。

一方、新潟県中越沖地震の例のように建物自体に被害がなくても95%近くの住宅で家具類が転倒・落下し、負傷原因の40%を家具類の転倒・落下が占めていることから、減災対策として、両市の危機管理担当部局と連携して建物倒壊や家具転倒等の防止対策を推進します。

### (4) 大規模災害・特殊災害対策の整備

大規模災害や特殊災害等が発生した場合の本消防組合と構成両市との情報伝達体制については、次期消防情報システムの更新と併せて整備し、より迅速かつ的確な体制を構築します。

東北地方太平洋沖地震を教訓とした震災対策の見直しについて、構成両市をはじめ関係機関との連携の下、東南海・南海地震を想定して策定した地震災害消防計画及び震災対応マニュアル等の検証を行った上で必要に応じて追加、修正するとともに、集団災害や特殊災害に係る各計画やマニュアルについても再点検します。また、本消防組合の消防力では対応困難な大規模災害等が発生し

た場合の緊急消防援助隊制度をはじめ広域防災体制の在り方について防災関係機関と協議し、整備します。

一方、国民保護法に基づき作成された両市の避難計画等と整合を図りながら、武力攻撃災害から住民を保護するため、本消防組合の施設や人員を活用した武力攻撃災害に対応できる国民保護体制を整備します。

大規模震災時等において消火栓が使用不能となった場合の水利の確保として耐震性防火水槽の設置を促進していくため、開発指導要綱等(開発面積5,000㎡以上に1基)の見直しなどについて構成両市関係課と協議します。

また、水道管等の経年劣化により期待する消防用水量が供給されない消火栓があるため、両市水道局と協議し、問題点を整理し、解決を図ります。

## (5) 消防通信体制の整備

平成24年度に消防情報システムの更新時期を迎える中で、同システムの延命措置を行いながら、平成26年度までに消防本部庁舎整備と消防救急無線のデジタル化整備と併せて同システムを更新します。

なお、次期システムでは、災害時要援護者(WEB119)へも配慮しながら、119番通報から災害活動までのより迅速かつ正確な初動体制の確立を図ることができる最新で高機能なシステムを構築するとともに、各種消防業務を総合的に連携させることで、効率的な消防行政運営をめざします。

消防救急無線のデジタル化整備につきましては、「大阪府消防広域化推進計画」で示されている東部ブロック内での共同整備や共同運用を視野に入れ検討を行い、整備費用の低廉化に努めます。

また、災害活動現場における無線による情報伝達の正確性・効率性を図るとともに、経費を抑制していくため、デジタル波より有効な400MHz帯署活動系携帯無線機を計画的に整備します。それに伴い、デジタル方式の260MHz帯携帯無線機とアナログ方式の400MHz帯署活動系携帯無線機を併用することから、災害活動現場での通信指令体制を再構築します。

一方、指令機能を有する消防本部庁舎の整備と併せて効率的、効果的な消防体制を再構築するため、情報管理室指令課における指令管制・マスコミ対応・苦情処理等の業務を検証しながら、指令管制業務の再構築を図ります。

## 基本目標2 救急体制の充実整備

### (1) 救急医療体制の充実強化

高齢化社会の進展や疾病構造の変化等により今後も救急需要が増えること

が予測される中、救急科有資格者の育成など条件整備が整い次第、高規格救急自動車未配備の3出張所に対し、順次同車を配備し、中・長期的に全署所での「5分救急」体制をめざします。

なお、新たに同車を配備する出張所では、段階的な試行運用を経て、最終的には5人体制で火災及び救急事案に対応しますが、これまで高規格救急自動車を配備している13署所(枚方東消防署氷室出張所を除く。)については、消防力の整備指針に基づく3人体制の救急小隊を確保し、枚方・寝屋川両市の消防力を維持します。

寝屋川市域では、枚方市域と比較して、市民一人あたりの救急件数が多く、また、119番通報を受けてから救急現場に到着するまでの時間も少し長い状況です。

そうした中で、消防経営戦略プランに基づき消防ポンプ自動車を廃止する寝屋川消防署秦出張所は、交通の便のよい場所に位置していることから、同所に高規格救急自動車を配備した場合、寝屋川市域だけではなく枚方市域に対しても効果が期待できます。

そのため、同所を救急専用ステーションとして開設し、市民ニーズが高い救急業務だけを行います。

また、同所は昭和49年1月に建設し、老朽化が著しいため、今後の施設整備について検討を行います。なお、救急業務の拡大にあたり、救急科有資格者を計画的に育成します。

救急救命士など救急隊員には、毎年定められた時間数の病院研修などが求められていることから、引き続き関西医科大学附属枚方病院の救命救急センターにおける救急隊員研修を実施、充実させます。

また、同病院での研修中に3次救命事案が発生した場合、同施設のドクターを救急車に同乗させ救命活動を行う取り組みを試行的に実施していますが、重篤傷病者の救命率の向上に向け、実施結果を検証しながら、「ドクターカーシステム」など救命救急センターとの連携方法について検討します。

近年、社会問題となっている傷病者の搬送及び医療機関の受け入れを迅速かつ適切に実施していくため、「大阪府の傷病者の搬送及び受入の実施基準」に基づき、北河内7市(枚方市・寝屋川市・守口市・門真市・大東市・四條畷市・交野市)連携の下、各市の医療資源を整備し、「北河内地域救急搬送基準」を作成します。

作成後は、当該基準に基づき、救急隊員の観察能力の強化を図りながら、

傷病者の状態に適した医療機関の選定と収容をめざします。

また、万一の時に適切な処置や医療機関への搬送へつなげる、いわゆる「救急医療情報キット」について、枚方・寝屋川両市の関係課と調整し、運用について検討します。

高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)など感染力が高い疾病への職員の感染を防ぐとともに、救急業務による感染拡大を防止するため、平成21年度に策定した「新型インフルエンザのための業務継続計画」に基づき、感染防止用消耗品等の計画的整備と備蓄品の品質管理を行います。

## (2) 予防救急体制の整備

平成22年4月から参画している24時間体制で医師や看護師等が救急医療相談に応じる電話窓口の事業、「救急安心センターおおさか」の普及に努めていくことにより、予防救急体制を充実するとともに、救命率の向上や救急車の適正利用の促進を図ります。

救急車が到着するまでの空白時間を埋め、傷病者の近くにいる人の救命活動による救命率の向上を図るため、引き続き、市民への応急手当の普及啓発活動を推進します。

高齢者社会福祉施設等における利用者の事故・疾病等に対する意識の啓発や予防策など積極的な広報を行い、災害時要援護者の自己管理能力を強化するとともに、同施設等の事業者及び従業員等関係者の応急救護能力の向上を図ります。

## 基本目標3 火災予防・保安体制の整備

### (1) 査察・違反処理体制の推進

防火対象物の査察・違反是正業務を効率的かつ効果的に推進するため、査察関係業務の整備を行うとともに、査察・違反是正強化月間の設定や歳末夜間査察の実施など様々な取り組みを通じて違反・是正指導の強化に努めます。

また、優良な防火対象物については、事業者や防火管理者などが中心となり、自ら基準に適合させていく自主保安体制を構築させていくことにより、人命危険・火災危険性の高い防火対象物への違反是正指導体制を強化します。

### (2) 防火安全対策の推進

住宅からの火災を減少させていくため、引き続き住宅防火診断と同診断結果の地域へのフィードバックを行うとともに、平成23年5月末日までに設置が義務付けられている住宅用火災警報器の対象全戸への設置に向けた取り組

みを進めるなど住宅防火対策に取り組みます。

また、火災原因のうち放火又は放火の疑いが毎年 1 位を占めている中で、枚方・寝屋川両市の関係課とともに放火防止対策を実施します。

一方、防火対象物の自衛消防組織にかかる訓練を活発化させるとともに、防火管理者を軸とした事業所の防火安全対策の確立を図ります。特に、高齢者等のグループホームなど社会福祉施設等に対する防火対策を推進します。

限られた予防課員で山積する予防分野の様々な課題に対応していくため、防火委員会の運営の在り方や幼少年消防クラブ・婦人防火クラブの指導方法の見直しなどについて検討し、予防業務体制を整備します。

### (3) 保安体制の充実整備

枚方・寝屋川両市では、平成 24 年度から保安 3 法に基づく許認可事務等の権限が大阪府から移譲される予定となっている中で、それに伴う本消防組合規約の変更をはじめ受け入れ体制の整備や人材育成等を計画的に実施します。

保安 3 法事務については、他の予防業務と同様に各消防署で実施する場合、相当数の職員数が必要となりますが、人員増を伴うことなく効率的に実施していくため、現在、各消防署で実施している危険物許認可事務と併せて消防本部で一括して処理する組織体制を構築します。

危険物施設の火災や漏洩事故等の発生件数が増加する中、危険物施設や保安 3 法に係る施設で火災や事故が発生した場合、市民生活に大きな影響が生じるため、当該施設の関係者への研修会を実施するなど、自主保安対策を推進するとともに、当該施設以外についても、危険物に起因する災害を防止するための取り組みを推進します。

## **基本目標 4 効率的な消防行政運営の推進**

### (1) 組織機構・体制の再構築

職員の大量退職に伴い若手職員への世代交代が急激に進む中、多種多様な業務を経験させることにより、柔軟で幅広い人材育成が必要です。

そのため、署警備課の交替制勤務部門の係制度(消防係・救急係・救助係)を廃止し、担当制を導入し、消火活動をはじめ人命救助や救急救命の技術力の強化を図るなど、弾力的で柔軟な組織体制を構築します。

指令機能を有する消防本部庁舎の竣工とあわせて、現在の情報管理室を廃止し、指令管制課(現指令課から改名)へ再編します。

保安予防体制を強化していくため、保安 3 法及び危険物許認可事務を受け

持つ保安対策課を新設するとともに、違反処理体制の強化や社会福祉施設の防火対策、住宅用火災警報器の普及など予防分野の各課題に対応し、予防体制を強化していくため、新たに予防部を新設します。

本計画における目標職員数(消防力)については、消防経営戦略プランで定める職員数 660 人から 15 人を削減し、645 人以内とするとともに、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 ヶ年を計画期間とする職員数定員適正化計画を策定し、職員年齢の平準化を図りながら、職員を計画的に採用します。

消防職員の場合、国民年金等の受給年齢は構成両市の職員と異なる職員が大部分であり、また、交替制勤務職員の割合が 8 割以上を占める中で、再任用に係る方針や制度の整備が必要です。

そのため、再任用職員の知識や経験を活かせる毎日勤務部署として自主防災組織・消防団等の指導・育成をはじめ各種救急講習等の指導や火災予防広報業務等を整理、集約した再任用専属の部署を構築し、再任用職員を積極的に活用していくことにより地域の防災力や市民サービスの向上を図ります。

また、再任用職員の交替制勤務部署の採用基準を整備するとともに、職員定数と整合を図りながら、再任用職員の適正配置に努めます。

## (2) 職員の人材育成と資質の向上

平成 18 年度に策定した人事計画について、本計画の各課題と整合を図りながら、時代に即した内容に見直します。

職員の大量退職に伴い若手職員が年々増加する中で、災害現場活動で求められる知識や技術の早期習得や災害現場活動において発生する惨事ストレスへの対策、幹部昇任試験制度の見直しなどが必要です。

そのため、人事計画の見直しと整合を図りながら、新人職員への教育制度の構築など職員研修計画を抜本的に見直すとともに、職員の幹部昇任試験制度や副主任・消防副士長選考制度の見直しについて検討します。

また、惨事ストレス対策として、大規模災害だけではなく日頃の災害現場においても災害現場から帰署所後の隊員へのチェックやチームミーティング等を実施するとともに、各署の管理職員による管理体制を確立するなど、組織一丸となって惨事ストレスへの体制を整備します。

一方、平成 22 年度に新たに制度化した総合評価制度をさらに推進し、評価結果を多方面に反映させ、頑張った職員が報われる制度の確立をめざします。

## (3) 計画的な行財政運営の推進

本消防組合では、消防本部で一括管理していた予算を順次消防署へ配当替

えしてきている中で、引き続き、予算執行に対する責任を明確にしていくためにも、消防本部と消防署の予算のあり方を検証しながら、署への予算執行枠の拡大を視野に入れ、予算の効率的、効果的な適正管理を推進します。

本計画期間中に実施する事業を適正に実施していくため、職員数定員適正化計画と整合を図りながら、計画期間中における財政収支計画を策定します。

また、構成両市の財政状況や消防組合を取り巻く環境の変化に注視しながら、毎年度事業計画を精査し、効率的で効果的な財政運営をめざします。

#### (4) 消防広報体制の充実整備

本消防組合への市民の理解や信頼を確保していくため、両市広報紙や本消防組合のホームページだけではなく、地域に密着した各署所を基点とした広報体制について検討します。また、市民への広報体制を充実していくためには、消防組合への市民の声や意見を的確に把握することが必要です。

そのため、各種研修会や住宅防火診断、火災予防運動などのあらゆる機会を通じて、本消防組合の事業に対するアンケート調査を実施するなど、広聴体制を確立し、市民の声を消防行政に反映する取り組みを進めます。

## VI章 今後の消防体制と健全な財政基盤の確立

### 第1節 今後の消防体制

本計画の4つの基本目標である「消防防災体制の再構築」、「救急体制の充実整備」、「火災予防・保安体制の整備」及び「効率的な消防行政運営の推進」にそれぞれ掲げる各課題に取り組んだ後の本消防組合の消防体制については、次表のとおりとなります。

次表の今後の消防体制【消防力】については、本消防組合の消防力と整備指針で示されている整備目標数、類似消防本部の消防力などと比較、検証を行った上で、本消防組合が最低限確保しなければならない消防力の数値を示したものです。

なお、東北地方太平洋沖地震の規模と同様の大規模災害が発生した場合の対策として、平成21年9月策定の「新型インフルエンザ対策のための業務継続計画」などを例にしながら、各種非常用消防車両や毎日勤務職員、再任用職員を活用するなど、増強が必要な消防力(災害現場活動要員)の確保について検討します。

今後の消防体制における主な内容として、火災・救急・救助等の災害活動現



場に係る警防要員(交替制勤務職員)は、現行の体制を維持した上で、特に市民ニーズが高い救急サービスを充実していくため、組織機構と消防業務の内容を抜本的に見直し、柔軟な組織体制の構築をめざします。

一方、創意工夫による組織体制の見直しにより、災害現場における指揮体制や職員の安全管理を強化するとともに、保安3法の権限移譲に係る体制については、機構の再編(1部1課の新設)により、職員を増員することなく予防行政の強化を図ります。

また、各種消防業務の一部見直しにより、毎日勤務の職員数の適正化を図ります。なお、再任用職員の定員については、別途管理します。

### 今後の消防体制【消防力】

項目		第3次将来構想 計画でめざす 今後の消防力	消防経営戦略 プランに掲げる 消防力	増減人数
交替制 勤務	消防救急担当 ※1	423人	312人	△ 6人
			117人	
	救助担当	45人	45人	± 0人
	指揮隊員(消防署)	18人	27人	△ 3人
	本部指揮支援・調査隊	21人	15人	
	本部通信員	27人	27人	± 0人
小計(交替制勤務職員数)	534人	543人	△ 9人	
毎日 勤務	予防要員	43人	43人	± 0人
	庶務要員 ※2	68人	74人	△ 6人
	小計(毎日勤務職員数)	111人	117人	△ 6人
職員数合計		645人	660人	△ 15人
市民千人あたりの職員数 ※4		0.99人	1.01人	△0.02人

※1 消防経営戦略プランの消防力について、上段は消防隊員を、下段は救急隊員をそれぞれ表しています。また、消防署の通信員を含みます。

※2 庶務要員には、その他の常勤職員であり、消防学校入校中の新規採用職員を除き、構成市からの派遣職員を含みます。

※3 市民千人あたりの職員数については、いずれも平成22年4月現在の人口653,934人で算定し、比較しています。

※4 上表には、再任用職員は含んでいません。再任用職員の定員については、別途管理します。

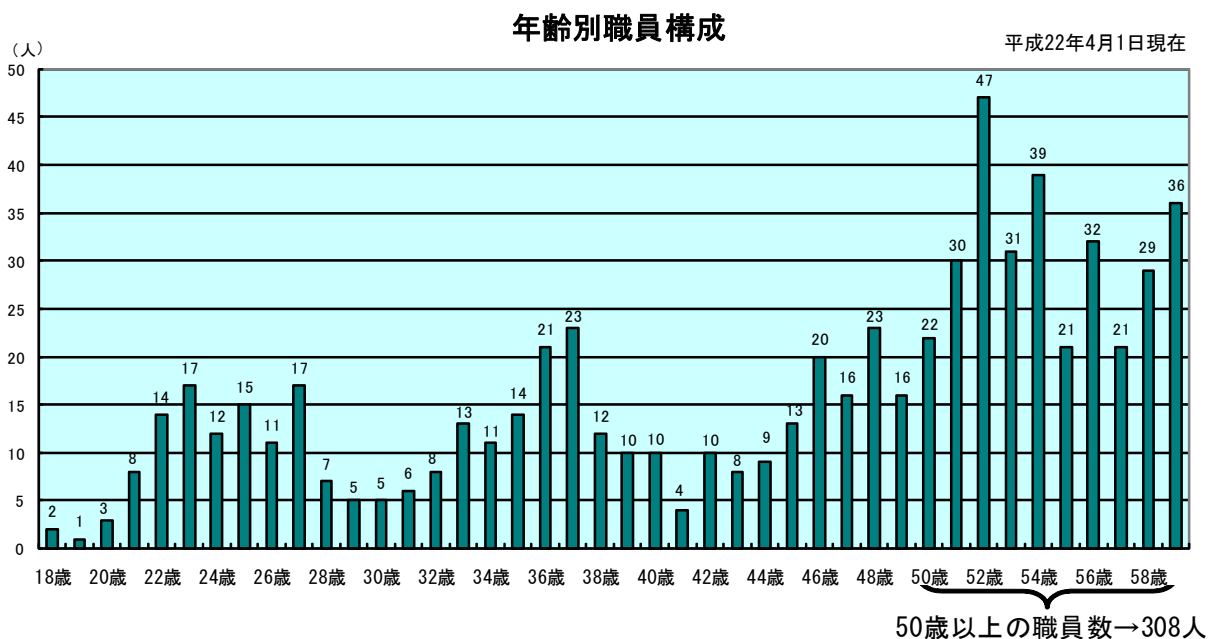
## 第2節 職員数定員適正化計画(職員採用計画を含む。)

### (1) 職員の年齢構成の現状

これまで将来構想計画や消防経営戦略プランの策定にあわせて、本消防組合

の定員管理の基本的な指針となる職員数定員適正化計画を作成し、職員の計画的採用や職員数の適正化に努めてきたところです。

本消防組合では、今後も、次の図のとおり職員総数の4割以上を占める50歳以上の職員が毎年大量に退職していく中で、計画的に職員を採用し、職員の年齢構成の平準化を図っていくことが必要です。



## (2) 今後の職員数(消防力)の推移

今後の職員数(消防力)については、本計画に掲げる各課題に取り組んだ後の本消防組合の消防体制で示す645人以内と定め、消防力の見直しを計画的に行いながら、目標達成日は、平成26年10月1日とします。

なお、平成24年度以降、新規職員を採用しないと仮定した場合の職員数と定年退職者数の推移は、次表のとおりです。

**第3次将来構想計画期間中の職員数の推移表**

項目	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月
必要消防力 A	660	660	660	660	654	654	650	650	650	645	645	645	645
職員数 B ※1	672	667	661	666	649	639	629	615	597	590	576	556	539
定年退職者数 ※2	—	△ 18	△ 31	△ 4	△ 17	△ 10	△ 10	△ 14	△ 18	△ 7	△ 14	△ 20	△ 17
職員不足数(B-A)	—	—	—	—	△ 5	△ 15	△ 21	△ 35	△ 53	△ 55	△ 69	△ 89	△ 106

※1 平成22年度及び平成23年度の職員数については、新規採用職員数(各年度34人)を含みます。

※2 定年退職者数について、4月は前年度3月31日付け定年退職者数を、10月は同年9月30日付け定年退職者数をそれぞれ表示しています。なお、平成22年10月(9月30日付け)の定年退職者数については、勸奨退職4人、死亡退職1人及び枚方市派遣職員の減員1人を、平成23年4月(3月31日付け)の定年退職者数については、勸奨退職8人をそれぞれ含みます。

### (3) 職員採用計画

前表のとおり、平成24年度以降、新規職員を採用しない場合、本計画期間終了後の平成28年4月には106人の職員が不足し、勸奨退職等の普通退職を見込むとさらに不足数は拡大します。

本計画期間中の必要な消防力を確保するため、これまでの採用計画の作成に係る基本的な考え方に基づき、次表のとおり平成24年度から平成27年度までの4年間にわたり毎年26人の新規職員を計画的に採用します。

#### 【採用計画の作成に係る基本的な考え方】

- ① 後年度の年齢構成の平準化に配慮しながら、定年退職に伴う職員の不足数を計画的に採用します。
- ② 勸奨退職等の普通退職に伴う不足数については、再任用職員や臨時職員など多様な雇用形態を取り入れながら補うものとします。ただし、消防力の確保に支障が生じるような不足数が発生した場合は、当該職員採用計画の見直しについて構成両市と協議します。
- ③ 財政の健全化を図るため、再任用職員をはじめ多様な雇用形態を取り入れながら、職員数の抑制に努めます。また、新規採用職員については、6ヶ月間にわたる大阪府立消防学校での初任教育が義務付けられており、半年前の採用が必要です。そのため、新規採用については、退職半期制に合わせて引き続き2期制(4月採用と10月採用)を行い、総人件費の削減に努めます。

第3次将来構想計画期間中の職員採用計画

項目	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月
必要消防力	660	660	660	660	654	654	650	650	650	645	645	645	645
職員数(消防力)※1	672	667	661	666	649	652	655	654	649	655	654	647	※3 643
新規職員採用者数※1	—	—	—	—	13	13	13	13	13	13	13	13	—
定年退職者数※2		△ 18	△ 31	△ 4	△ 17	△ 10	△ 10	△ 14	△ 18	△ 7	△ 14	△ 20	△ 17

※1 新規職員については、6ヶ月間にわたる大阪府立消防学校での初任教育が義務付けられているため、必要消防力との比較の下、新規職員採用者数を算定していくことが必要なため、平成24年度以降の職員数(消防力)には、同採用者数を含んでいません。なお、平成22年度及び平成23年度の新規職員採用者数(各年度34人)については、確定値として職員数(消防力)に含んでいます。

※2 定年退職者数について、4月は前年度3月31日付け定年退職者数を、10月は同年9月30日付け定年退職者数をそれぞれ表示しています。なお、平成22年10月(9月30日付け)の定年退職者数については、勸奨退職4人、死亡退職1人及び枚方市派遣職員の減員1人を、平成23年4月(3月31日付け)の定年退職者数については、勸奨退職8人をそれぞれ含みます。

※3 職員年齢構成の平準化を図るため、新規職員採用者数は、毎年26人の均一とします。そのため、平成28年4月1日付け職員数(消防力)は、643人となります。

#### (4) 今後の課題

枚方寝屋川消防組合消防職員定数条例に規定している職員定数については、平成4年の改正以来「772人以内」であり、現行の消防力(職員数)と乖離しているため、同定数条例の見直しが必要です。また、大阪府立消防学校に入校期間中の新規採用職員については、本消防組合の消防行政運営の戦力外となるため、同定数条例の条項の中で新規採用職員数に対する考え方の整理が必要です。

一方、本消防組合では総職員数の9割以上を占める消防司令以下の消防吏員については、公的年金制度における満額年金の支給開始年齢引き上げが一般職の公務員より6年遅れとされている中で、今後、徐々に再任用職員数の増加が予測されます。

そのため、再任用職員の採用基準を整理するとともに、再任用職員の定員については、今後の消防力(職員数)の職員定数と整合を図りながら、別途管理することが必要です。また、国家公務員制度改革基本法の課題の一つである国家公務員の定年延長の今後の動向にも注視していくことが必要です。

### 第3節 計画期間中の財政の見通し(財政収支計画)

本計画に掲げる各課題を実現しながら、効率的・効果的な財政運営に努めていくためには、財政の見通しを示すことが必要です。

そのため、健全な財政運営を推進するための指標として、本計画期間中の平成23年度から平成27年度までの財政収支計画(歳出計画及び歳入計画<構成両市負担金等の推移表>)を次の基本的な考え方に基づき作成するものです。

なお、財政収支計画については、次頁以降の表のとおりです。

#### 【財政収支計画の作成に係る基本的な考え方】

- ① 前節の職員数定員適正化計画で示す今後の職員数(消防力)に基づき、歳出における人件費を算定します。なお、平成24年度以降の人件費については、平成23年度予算額における平均人件費を基に推計するとともに、職員の定年半期制や大量退職に伴う新陳代謝による人件費の減少効果を反映します。
- ② 歳出のうち投資的経費については、本計画期間中に予定している消防本部庁舎整備、消防情報システムの更新及び消防救急無線のデジタル化整備等に係る事業費(次表を参照)を考慮して推計します。
- ③ 歳入計画における構成両市負担金按分比率については、両市の人口等の増減を勘案しながら、過去5ヵ年の平均値から算出(枚方市0.0911%増加、寝屋川市0.0911%減少)し、推計します。

# 消防本部庁舎建設・消防情報システム・消防救急無線デジタル化に要する概算経費

(単位：千円)

事業・事業内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計	
消防本部庁舎建設経費	基本・実施設計委託費（一般財源）	29,300				29,300
	庁舎建設費（一般財源）		87,800	204,800		292,600
	元利償還金		1,757	7,026	19,319	28,102
	小計	29,300	89,557	211,826	19,319	350,002
消防情報システム更新経費	実施設計・施工管理委託費	7,000		4,000		11,000
	更新費（一般財源）			75,932		75,932
	元利償還金				13,673	13,673
	小計	7,000	0	79,932	13,673	100,605
消防救急無線デジタル化整備費	実施設計委託費（一般財源）	1,000				1,000
	構築費（一般財源）		50,000	50,000		100,000
	元利償還金		181	9,193	19,237	28,611
	小計	1,000	50,181	59,193	19,237	129,611
合計	37,300	139,738	350,951	52,229	580,218	

# 枚方寝屋川消防組合歳出計画<H23年度～H27年度>

(単位：千円)

項目	平成21年度決算見込額		平成22年度決算見込額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額		平成27年度当初予算額						
	見込額	対前年度増減額 比率(%)	見込額	対前年度増減額 比率(%)	見込額	対前年度増減額 比率(%)	見込額	対前年度増減額 比率(%)	見込額	対前年度増減額 比率(%)	見込額	対前年度増減額 比率(%)	見込額	対前年度増減額 比率(%)					
人件費小計	6,284,298	6,889,692	605,394	9.6	6,168,999	△720,693	△10.5	6,001,490	△167,509	△2.7	6,275,168	273,678	4.6	5,785,337	△489,831	△7.8	6,121,968	336,631	5.8
一般職 給与等 ※1	5,637,305	5,600,375	△36,930	△0.7	5,574,762	△25,613	△0.5	5,433,653	△141,109	△2.5	5,390,531	△43,122	△0.8	5,191,100	△199,431	△3.7	5,105,331	△85,769	△1.7
退職 手当金 ※2	634,927	1,276,848	641,921	101.1	579,400	△697,448	△54.6	553,000	△26,400	△4.6	869,800	316,800	57.3	579,400	△290,400	△33.4	1,001,800	422,400	72.9
報酬等 ※4	12,066	12,469	403	3.3	14,837	2,368	19.0	14,837	0	0.0	14,837	0	0.0	14,837	0	0.0	14,837	0	0.0
物件費 ※5	490,955	488,071	△2,884	△0.6	593,201	105,130	21.5	572,346	△20,855	△3.5	554,819	△17,527	△3.1	548,778	△6,041	△1.1	539,819	△8,959	△1.6
維持補修費 ※6	17,552	19,211	1,659	9.5	26,606	7,395	38.5	20,106	△6,500	△24.4	20,106	0	0.0	20,106	0	0.0	20,106	0	0.0
補助費等 ※7	75,623	76,941	1,318	1.7	84,238	7,297	9.5	89,735	5,497	6.5	89,735	0	0.0	89,735	0	0.0	89,735	0	0.0
公債費 ※8	316,996	338,116	21,120	6.7	351,482	13,366	4.0	272,708	△78,774	△22.4	274,646	1,938	0.7	288,927	14,281	5.2	313,908	24,981	8.6
投資的経費 ※9	314,140	270,178	△43,962	△14.0	259,800	△10,378	△3.8	474,500	214,700	82.6	1,089,500	615,000	129.6	2,563,000	1,473,500	135.2	187,100	△2,375,900	△92.7
予備費 ※10	0	0	0	—	10,000	10,000	—	10,000	0	0.0	10,000	0	0.0	10,000	0	0.0	10,000	0	0.0
歳出合計	7,499,564	8,082,209	582,645	7.8	7,494,326	△587,883	△7.3	7,440,885	△53,441	△0.7	8,313,974	873,089	11.7	9,305,883	991,909	11.9	7,282,636	△2,023,247	△21.7

※1 一般職給与等については、平成23年度当初予算額における平均人件費を基に職員の大量退職に伴う新陳代謝による人件費の削減効果を勘案して算出しています。

※2 退職手当金については、平成23年度当初予算額における平均退職手当金を基に算定した額に勤奨退職1人分(25,000千円)として算定)を加えた額となっています。

※3 子ども手当については、平成23年度以降1人当たり支給額13,000円、3歳未満7,000円加算で算定しています。

※4 報酬等については、平成23年度の当初予算額14,837千円として見込んでいます。

※5 物件費については、平成18年度から平成22年度までの当初予算額の5カ年平均に平成26年度消防情報システム更新までに要するシステム維持経費を見込んで算出しています。

※6 維持補修費については、平成22年度当初予算額における20,106千円(平成23年度は除く。)として見込んでいます。

※7 補助費等については、平成23年度の当初予算額89,735千円(平成23年度は除く。)として見込んでいます。

※8 公債費については、平成26年度に予定している消防本部庁舎整備、消防情報システム更新及び消防救急無線デジタル化整備並びに消防車両購入に係る起債償還額を勘案して算定しています。  
なお、元金償還については、消防本部庁舎は3年据置と、消防情報システム及び消防救急無線のデジタル化については2年据置と、それぞれなっています。

※9 投資的経費については、平成26年度に予定している消防本部庁舎整備、消防情報システム更新及び消防救急無線デジタル化整備に係る経費並びに消防車両の更新計画に基づく各種消防車両の購入費等を勘案して算定しています。

※10 予備費については、平成23年度当初予算額における10,000千円として見込んでいます。

※11 上記の歳出計画(案)については、第3次将来構想計画における改革課題等の関係上、修正、変更となる場合があります。

枚方寝屋川消防組合歳入計画(構成両市負担金の推移表) < H23年度～H27年度 >

(単位：千円)

項目	平成21年度 決算額	平成22年度 決算見込額	平成23年度 見込額	平成24年度 見込額	平成25年度 見込額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
経常経費 (A)	6,905,793	7,356,589	6,908,134	6,702,565	6,954,816	6,465,444	6,782,416
特別経費 (B) ※1	225,285	231,361	233,375	217,655	273,066	387,702	220,838
負担金按分比率 (C) ※2	59.7719%	59.8353%	59.9085%	59.9996%	60.0907%	60.1818%	60.2729%
経常経費負担金 (A×C)	4,127,724	4,401,837	4,138,559	4,021,512	4,179,198	3,891,021	4,087,959
枚方市負担金合計 (A×C+B)	4,353,009	4,633,198	4,371,934	4,239,167	4,452,264	4,278,723	4,308,797
特別経費 (D) ※1	124,340	133,255	137,990	124,330	171,357	267,934	125,047
負担金按分比率 (E) ※2	40.2281%	40.1647%	40.0915%	40.0004%	39.9093%	39.8182%	39.7271%
経常経費負担金 (A×E)	2,778,069	2,954,752	2,769,575	2,681,053	2,775,618	2,574,423	2,694,457
寝屋川市負担金合計 (A×E+D)	2,902,409	3,088,007	2,907,565	2,805,383	2,946,975	2,842,357	2,819,504
負担金総額	7,255,418	7,721,205	7,279,499	7,044,550	7,399,239	7,121,080	7,128,301
負担金以外(第2款～第8款)総額 ※3	244,146	361,004	214,827	396,335	914,735	2,184,803	154,335
歳入合計	7,499,564	8,082,209	7,494,326	7,440,885	8,313,974	9,305,883	7,282,636

※1 特別経費については、両市がそれぞれ負担する公債費に、枚方市は組合に派遣している職員の人員費相当額を寝屋川市は西出張所隣接地の借上料を加算した額となっております。また、平成24年度以降については、消防本部庁舎、消防情報システム、消防救急無線デジタル化整備に要する経費が含まれています。

※2 両市の負担金按分比率について、両市の総合計画の人口推移では、枚方市は平成24年度までは微増傾向が続き、それ以降は減少傾向となっており、寝屋川市は減少傾向が続くことから、平成24年度以降は平成19年度から5か年の平均増減率により算定しています。

※3 負担金以外(第2款～第8款)総額については、使用料及び手数料、国庫支出金、府支出金、財産収入、寄付金、諸収入、組合債を見込んでいます。

※4 上記の構成両市負担金の推移については、第3次将来構想計画における改革課題等の関係上、修正、変更となる場合があります。

※5 平成21年度決算額及び平成22年度決算見込額には、歳計剰余金は含まれていません。

※6 平成22年度決算見込額における両市の経常経費負担金については、前年度歳計剰余金の精算を含むため、負担金按分比率による算定額と異なります。

## 第4節 第3次将来構想計画の進行管理

本計画の進行管理は、施策評価を基に行い、総合的 point 検・評価の方法は、次の P D C A サイクルにより実施し、必要に応じて「第3次将来構想計画策定委員会」において本計画を見直します。

施策評価では、各事業計画について毎年度実施する事務事業評価や消防行政指標などを活用しながら、基本計画単位で総合的な評価を行います。

施策評価の結果については、より効率的で効果的な施策の推進や見直しに反映します。

なお、本計画の策定及び各事業計画の取組状況については、本消防組合ホームページなどを活用してより広く公表します。

### (1) P L A N (計画)

同計画策定委員会において、本計画の策定及び改定を行います。

### (2) D O (実行)

各部署において、各事業計画を推進するとともに、本計画で示された目標の達成に向けた取り組みを実施します。

### (3) C H E C K (点検)

毎年度、事務事業評価などを通じて取り組みの実績を把握し、点検・評価します。

### (4) A C T I O N (見直し)

本消防組合を取り巻く環境の変化や構成両市の財政状況などを踏まえ、必要に応じて同計画策定委員会を開催し、本計画の見直しを行います。



## 参考資料

第3次将来構想計画策定委員会の構成委員及び会議開催日は、次のとおりです。

### ＜第3次将来構想計画策定委員会名簿＞

構成	職名	氏名
委員長	枚方寝屋川消防組合 消防長	仙田 恵造
副委員長	枚方寝屋川消防組合 消防次長(総務担当)	岡本 治康(H22.10.1～)
	枚方寝屋川消防組合 消防次長(警防担当)	島田 裕
委員	枚方市 理事(総合調整担当)	井原 基次
	枚方市 市民安全部長	佐藤 伸彦(H22.10.1～)
	寝屋川市 経営企画部長	程岡 俊和
	寝屋川市 人・ふれあい部長	良 豊博
	枚方寝屋川消防組合 総務部長	川村 一(H22.10.1～)
	枚方寝屋川消防組合 警防部長	守田 晴行
	枚方寝屋川消防組合 枚方消防署長	古川 逸郎
	枚方寝屋川消防組合 枚方東消防署長	御明 雅之
	枚方寝屋川消防組合 寝屋川消防署長	北之原信雄
元副委員長	枚方寝屋川消防組合 消防次長兼警防部長	松岡 柁夫(～H22.3.31)
前副委員長	枚方寝屋川消防組合 消防次長(総務担当)	湯浅 清英(～H22.9.30)
前委員	寝屋川市 理事兼財務部長	喜多 薫(～H22.3.31)
	寝屋川市 理事兼人・ふれあい部長	近藤 輝治(～H22.3.31)
	枚方寝屋川消防組合 枚方東消防署長	三堀 栄(～H22.3.31)
	枚方市 市民安全部長	奥西 正博(～H22.9.30)
	枚方寝屋川消防組合 総務部長	岡本 治康(～H22.9.30)

### ＜第3次将来構想計画策定委員会の開催日＞

会議	開催日
第1回委員会	平成22年2月16日
第2回委員会	平成22年6月4日
第3回委員会	平成22年10月25日
第4回委員会	平成22年12月21日
第5回委員会(書面会議)	平成23年3月30日

## 参考資料

第3次将来構想計画策定委員会幹事会の構成幹事及び会議開催日は、次のとおりです。

### <第3次将来構想計画策定委員会幹事会名簿>

構成	職名	氏名
幹事長	枚方寝屋川消防組合 総務部 担当参事	藤中 明広
副幹事長	枚方寝屋川消防組合 警防部 次長兼警防課長	分林 新吾
幹事	枚方市 企画財政部 次長	宮垣 純一
	枚方市 市民安全部 危機管理室長	塚原 誠一(H22.10.1~)
	寝屋川市 経営企画部 次長兼企画政策課長	荻野 裕嗣
	寝屋川市 人・ふれあい部 危機管理室長	徳重 衛
	枚方寝屋川消防組合 総務部 人事課長補佐	伊藤 高博
	枚方寝屋川消防組合 警防部 救急課主幹	窪田 浩
	枚方寝屋川消防組合 枚方消防署 警備課長補佐	三木 光夫
	枚方寝屋川消防組合 枚方東消防署 警備課長補佐	高坂 恒雄
	枚方寝屋川消防組合 寝屋川消防署 予防課長	西中 丈児
前幹事	枚方市 市民安全部 次長兼危機管理室長	池口 利幸(~H22.9.30)

### <第3次将来構想計画策定委員会幹事会の開催日>

会議	開催日
第1回幹事会	平成22年6月4日
第2回幹事会	平成22年6月29日
第3回幹事会	平成22年7月28日
第4回幹事会	平成22年8月25日
第5回幹事会	平成22年9月7日
第6回幹事会	平成22年9月28日
第7回幹事会	平成22年12月7日

平成23年12月  
枚方寝屋川消防組合